

平成14年度における届出対象外の排出量の推計方法 の改善点等の比較整理

化学物質排出把握管理促進法に基づき、届出対象外の排出量について推計しているところです。

平成 14 年度は、発生源区分として新たに、殺虫剤等、医薬品（エチレンオキシドの追加）、汎用エンジン、たばこの煙、自動車（コールドスタート時の増分及びサブエンジン式機器）、二輪車（コールドスタート時の増分）、鉄道車両（ブレーキ等の摩耗）を追加しました【添付資料 1 参照】。

なお、現時点では、まだ、多くの発生源区分で推計方法を改善している段階であり、推計方法が安定するまでの間は、年度毎の推計結果を単純に比較することはできません。

添付資料 1：届出外排出量の発生源区分の比較

添付資料 2：推計方法の変更点一覧